

令和8年度 神奈川県立横浜翠嵐高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立横浜翠嵐高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 プログラムの実施について

- (1) 神奈川県立横浜翠嵐高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭、事務長及び総括教諭は校長を補佐する。プログラムの実施・検証の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。
- (3) 職員はルール遵守を旨とし、一人ひとりがプログラムの実施主体としての自覚を持ち、継続的に不祥事防止に取り組む。特に教員経験の浅い職員は教育公務員としてのモラルを身に付けるとともに、思わぬところに事故・不祥事の種があるということを研修ならびにベテランや管理職とのコミュニケーションをとおして主体的に学ぶ姿勢を持つ。
- (4) プログラムの実施においては年度当初に課題を職員に提示して全体的な行動計画を示すとともに、時機に応じてプログラムを実施し、新採用職員等に対する研修等にも力を入れる。
- (5) 事故・不祥事ゼロに向けた取組の重点目標を「入学者選抜・成績処理業務の適切な処理・生徒の個人情報の保護」とする。 ※重点目標は継続とする。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標

教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図り、公務外非行や交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施し、教育公務員としての自覚を促し、自覚とモラルの向上、法令順守等について徹底する。
- 職員相互及び管理監督者とのコミュニケーションを大切にし、健康に留意しささいな問題でも指摘しあえる職場環境づくりを進める。

(2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標

他者の人権を尊重し、良好な職場環境の維持・確保に努め、ハラスメントを防止する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等を参考にし、ハラスメントに関する理解を深めるとともに 人権意識の向上を図る。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重し、セクハラやわいせつ行為の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- 教育実習期間前にセクハラ防止研修を実施するとともに、教育実習生オリエンテーションでも講話を行う。
- 生徒の人権についての職場研修を実施して意識啓発を行うとともに、ささいな問題でも指摘しあえる職場環境づくりを進める。
- 電子メール・SNSの適切な使用について職員間だけでなく、生徒に対しても意識啓発を行う。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重して指導にあたり、体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等を参考にし、生徒の人権侵害に係わる不祥事防止を周知するとともに職員の意識の向上を図る。
- 生徒理解に基づく指導を徹底する。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

取組みの重点目標を「入学者選抜・成績処理業務の適切な処理」とし、実効性のある点検体制を再構築し、定めたマニュアルに基づき確実に業務を行う。

イ 行動計画

- 該当業務を行う前に、職員全員で点検体制や業務マニュアルを再確認し、入選業務に関する職員の共通理解を徹底する。
- 過去の調査書・通知表等の作成や成績処理に係る事故、入学者選抜における事案について、職員に周知し、事故の未然防止に努める。
- 保存すべき文書の保管場所・保管期間について周知徹底し、適切に行う。
- 気にかかることをそのままにせず、「報告・連絡・相談」を適切に行う。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標

個人情報の適切な取扱いに努め、個人情報の流失を未然に防止する。

イ 行動計画

- 情報セキュリティの点検や研修会を実施し、職員の意識の向上を図る。
- 個人情報の学校外持ち出しの際「個人情報校外持ち出し許可願」の提出とその後の直帰を厳守させる。また、パスワードの設定等の漏洩防止対策の徹底を図る。

(7) 会計事務等の適正執行

ア 目標

公費は神奈川県財務規則、私費は私費会計基準に則った適正な会計事務を行う。

イ 行動計画

- 公費・私費の適正管理に努め、相互チェック体制に万全を期す。
- 研修会を行い、私費会計基準を周知徹底し適正な会計処理を行う。

3 検証・評価

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、県立学校重点課題総点検の実施結果に基づき検証を行い、見直しの必要があった場合は、令和8年10月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、令和9年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和9年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和9年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

4 実施総括・報告

3(3)の検証を踏まえた「実施結果」を取りまとめのうえ、検証結果をホームページへ掲載する。

5 次年度計画の策定

令和8年度の不祥事ゼロプログラムの最終検証・評価を踏まえ、令和9年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。